

**【申告する資産とは】**

毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、

- 1 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (4) 償却済み資産（減価償却を終わったが、除却していない資産）
- (5) 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (6) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (7) 借用資産（リース資産）であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産

- 2 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額（1個又は1組あたり）が10万円取得時期により20万円（下表参照）以上の資産が申告対象となります。

(個人の場合)

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
ア	平成元年3月31日までに取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得の資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成11年1月1日以後に取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

(法人の場合)

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
ア	平成元年3月31日までに取得の資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得の資産	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得の資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
			20万円未満	減価償却
20万円以上	減価償却	申告対象		

※「個人」「法人」のどちらの場合でも、所有権移転外ファイナンスリース取引の賃借人が所有するリース資産で、取得価額が20万円未満のものは申告対象になりません。